

# 個人事業税のあらまし

個人事業税は、事業を営む個人の方が負担する県の税金です。

## ① 納める人

県内に事務所または事業所を設けている方（事務所等がない場合は住所）で、次の事業を営む個人

区分	税率	業種				
第一種事業	5%	物品販売業	保険業	金銭貸付業	物品貸付業	不動産貸付業
		製造業	電気供給業	土石採取業	電気通信（放送）事業	運送業
		運送取扱業	船舶定係場業	倉庫業	駐車場業	請負業
		印刷業	出版業	写真業	席貸業	旅館業
		料理店業	飲食店業	周旋業	代理業	仲立業
		問屋業	両替業	公衆浴場業	演劇興行業	遊技場業
		遊覧所業	商品取引業	不動産売買業	広告業	興信所業
		案内業	冠婚葬祭業			
第二種事業	4%	畜産業（農業除く）	水産業	薪炭製造業		
第三種事業	5%	医業	歯科医業	薬剤師業	獣医業	弁護士業
		司法書士業	行政書士業	公証人業	弁理士業	税理士業
		公認会計士業	計理士業	社会保険労務士業	コンサルタント業	設計監督者業
		不動産鑑定業	デザイン業	諸芸師匠業	理容業	美容業
		クリーニング業	公衆浴場業（銭湯）	歯科衛生士業	歯科技工士業	測量士業
		土地家屋調査士業	海事代理士業	印刷製版業		
	3%	あんま・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業				装蹄師業

## ② 納める額

○前年の事業の所得から、事業主控除などを控除した額に税率を乗じた額を納めていただきます。

（前年の事業の所得－事業主控除など\*）×税率  
 ※青色申告特別控除は個人事業税では控除対象外

\* 〈事業主控除など〉

○事業主控除（年間290万円）

年の途中で開業または廃業した場合は月割りにした額が控除額となります。（6か月＝145万円等）

○事業主控除以外の各種控除

- ・損失の繰越控除（青色申告者のみ）
- ・事業用資産の譲渡損失（帳簿価格の7割まで）
- ・事業用資産の譲渡損失の繰越控除（申告必要）

## ③ 申告と納税

○申告期限は3月15日です。

※所得税確定申告書または市町（県）民税申告書を提出された方は個人事業税の申告は不要です。

〈『事業税に関する事項』欄の記入をお願いします。〉  
 （確定申告書第2表の下段）

事業税	課税所得	税率	納税額	繰越控除	繰越控除額	繰越控除後の課税所得	納税額	納税期	納税日
納税	納税額	納税期	納税日	納税額	納税期	納税日	納税額	納税期	納税日

○納期限は8月末（1期）と11月末（2期）です。

※福井県税事務所または嶺南振興局から送付される納税通知書により納期限までに納めてください。  
 税額が1万円未満の場合は8月末が納期限です。

◎税額計算例（前年の事業の所得 + 青色申告特別控除額 - 事業主控除など） × 税率

〈総収入：1千万円、必要経費：300万円、税率：5%の例〉

総収入 1千万円

必要経費 300万円	事業主控除 290万円	課税対象所得 410万円
---------------	----------------	-----------------

〔税額〕 410万円 × 5% = 205,000円

#### ④FAQ（よくある質問の回答です）

##### ○初めて個人事業税が課税されたのはなぜ？

営んでいる事業が事業税の課税対象業種であり、前年の所得（青色申告特別控除前の所得）が事業主控除額（年290万円（事業月数割））を超えたため、課税対象となりました。

個人事業税は、事業の経費（租税公課）として算入できますので、納税通知書兼領収書は大切に保管していただきますようお願いします。

##### ○事業を廃止したのに納税通知書が届いた。

事業を廃止した場合でも1月1日から廃業日までの所得に対して個人事業税が課税されます。

事業を廃止した場合は、当該廃止年の経費（租税公課）に廃止年分の個人事業税課税見込額をあらかじめ算入することができます。

##### 【参考】 廃止年の個人事業税見込額の計算式

$(\text{青色控除前所得金額} \times - \text{事業主控除等事業税の各種控除額}) \times \text{税率} / (1 + \text{税率})$

※個人事業税見込額を経費に算入する前の金額です。

##### ○不動産を貸しているだけで事業をしていない。

不動産貸付業と駐車場業の認定については、一定の貸付規模（貸付件数や収入金額等）等によって事業の認定を行います。

不動産貸付業と駐車場業の認定基準については、ホームページを参照してください。

『福井県個人事業税 不動産貸付業』で検索

（「個人で不動産や駐車場を貸し付けておられる方へ」）

##### ○いわゆる「雇用されている者」に該当するのに課税された。

所得税の取扱いで事業所得として申告される方は、一部の業種を除き原則、個人事業税の事業者に該当します。主に請負契約や委託契約に基づいて報酬を受けられる方は個人事業主です。

また、雇用契約を結ぶ外交員の方であっても、事業所得として申告される場合は、従業員（専従者含む）や事務所を有している等、他の事業者の方と同様の活動を行われていると認定された場合は個人事業税の課税対象に該当します。

##### ○所得税も払っているのに課税された。個人事業主だけが課税されるのは不公平ではないか。

事業税は、事業を行う場合には、道路など各種の公共施設を利用するなどの公共サービスを受けていることから、その経費の一部を負担していただくものです

事業所得として申告される方は、独立した個人事業主として事業活動に必要な経費を計上することができます。会計帳簿を適正に記帳し、領収書等関係書類の保管を行い、正しい申告をしていただきますようお願いします。

#### お問い合わせ先

福井県税事務所 課税第一課 〒910-8555 福井市松本3丁目16-10 TEL0776-21-2512

嶺南振興局税務部 課税課 〒917-0297 小浜市遠敷1丁目101 TEL0770-56-2223

個人事業税の納税に便利な口座振替をぜひご利用ください。（経理の面でも便利です）